

移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

（令和 7 年度）

住 所 埼玉県さいたま市緑区美園 4－1 2

事業者名 埼玉高速鉄道株式会社
代表者名 代表取締役社長 平野 邦彦

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 9 条の 5 の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（１）移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 鉄道駅を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道 駅	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
	特になし	

② 鉄道駅を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
定期点検の実施等	定期点検を適切に実施し、機能維持を図る。 接遇に係るマニュアルの点検・整備、教育訓練の実施、体制の確保に努める。	定期点検を実施し機能維持を図った。また、接遇に係る教育訓練を実施し、体制を確保した。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
人員配置の工夫	旅客支援に対応する駅係員を充実させるため、駅係員業務を補助する学生アルバイトやボランティアスタッフを必要により配置し、体制強化に努める。	全駅にサービス介助士資格をもつ駅係員を1名以上配置した。また、旅客支援に対応する駅係員業務を補助するための学生アルバイトの確保を継続した。
サービス介助士資格をもつ駅係員の配置	全駅にサービス介助士資格をもつ駅係員を原則1名以上配置する。	

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
画像・音声による情報提供	全駅に配置している運行情報や異常時情報を画像・音声で案内するデジタルサイネージを活用した情報提供を行う。	全駅のデジタルサイネージを活用し、運行情報や異常時情報を画像・音声で提供した。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
サービス介助士 資格の取得促進	駅係員を対象としたサービス介助士資格の取得促進を継続する。	未取得の一部駅係員にサービス介助士資格を取得させた。また、資格更新が必要な社員の資格更新を行った。また、一部の駅係員に交通サポートマネージャー研修を受講させた。
外部機関による 接遇研修の受講	駅係員を対象として、交通サポートマネージャー研修の受講を継続する。	

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道駅の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
啓蒙ポスターの 掲示	ポスターやデジタルサイネージを活用した啓蒙活動の他、放送による呼びかけを行う。	ポスターやデジタルサイネージによる啓蒙活動の他、放送等による呼びかけを行った。

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

・資格取得や外部研修の他、駅職場内において接遇研修を実施した。

(3) 報告書の公表方法

弊社ホームページに掲載

(4) その他

--

移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

（令和 7 年度）

住 所 埼玉県さいたま市緑区美園 4－1 2

事業者名 埼玉高速鉄道株式会社
代表者名 代表取締役社長 平野 邦彦

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 9 条の 5 の規定に基づき、次のとおり報告します。

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第 6 条の 2 で定める要件に関する事項

（1）過去 3 年度における 1 日当たりの平均利用者数が 3 万人以上の鉄道駅を設置又は管理している。	○
（2）過去 3 年度における 1 日当たりの平均利用者数が 3000 人以上 3 万人未満の鉄道駅を設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を 50％以上所有しているか、又は自社に対し 50％以上出資している中小企業者である。	

移動等円滑化取組報告書（鉄道車両）

（令和7年度）

住 所 埼玉県さいたま市緑区美園4－12

事業者名 埼玉高速鉄道株式会社
代表者名 代表取締役社長 平野 邦彦

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（1）移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 鉄道車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
	特になし	

② 鉄道車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
定期点検の実施等	定期点検を適切に実施し、機能維持を図る。 接遇に係るマニュアルの点検・整備、教育訓練の実施、体制の確保に努める。	定期点検を実施し機能維持を図った。また、接遇に係る教育訓練を実施し、体制を確保した。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
人員配置の工夫	旅客支援に対応する駅係員を充実させるため、駅係員業務を補助する学生アルバイトやボランティアスタッフを必要により配置し、体制強化に努める。	全駅にサービス介助士資格をもつ駅係員を1名以上配置した。また、旅客支援に対応する駅係員業務を補助するための学生アルバイトの確保を継続した。
サービス介助士資格をもつ駅係員の配置	全駅にサービス介助士資格をもつ駅係員を原則1名以上配置する。	

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
画像・音声による情報提供	全駅に配置している運行情報や異常時情報を画像・音声で案内するデジタルサイネージを活用した情報提供を行う。	全駅のデジタルサイネージを活用し、運行情報や異常時情報を画像・音声で提供した。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
サービス介助士 資格の取得促進	駅係員を対象としたサービス介助士資格の取得促進を継続する。	未取得の一部駅係員にサービス介助士資格を取得させた。また、資格更新が必要な社員の資格更新を行った。また、一部の駅係員に交通サポートマネージャー研修を受講させた。
外部機関による 接客研修の受講	駅係員を対象として、交通サポートマネージャー研修の受講を継続する。	

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
啓蒙ポスターの 掲示	ポスターやデジタルサイネージを活用した啓蒙活動の他、放送による呼びかけを行う。	ポスターやデジタルサイネージによる啓蒙活動の他、放送等による呼びかけを行った。

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために（1）と併せて講ずべき措置の実施状況

・資格取得や外部研修の他、駅職場内において接客研修を実施した。

(3) 報告書の公表方法

弊社ホームページに掲載

(4) その他

--

Ⅱ. 鉄道車両の移動等円滑化の達成状況

(令和8年3月31日現在)

鉄道の種類	事業の用に供している編成数 (両)	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数 (両)	車椅子スペースの数が公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数	便所のある編成数	便所のある編成のうち車いす対応型便所のある編成数	案内装置のある編成数	車両間転落防止設備のある編成数
普通鉄道(その他)	10 60 編成 (両)	10 60 編成 (両)	10 編成	0 編成	0 編成	10 編成	10 編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
(合計)	10 60 編成 (両)	10 60 編成 (両)	10 編成	0 編成	0 編成	10 編成	10 編成

第 3 号様式（日本産業規格 A 列 4 番）

（１）過去 3 年度における 1 年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	○
（２）過去 3 年度における 1 年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	